

経税部
だより

2023(令和5)年分 年末調整のポイント

税理士 上 嵯 雅志

年末調整とは

診療所や医療法人の給与支払者は、給与の支払いの都度、源泉所得税(及び復興特別所得税)を源泉徴収することとなっています。年末調整は「その月々に源泉徴収した税額の年間の合計額」と「実際の給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額」との差額を計算し、その差額分について還付または追加で徴収する手続きになります。

必要な書類

年末調整するにあたり、給与の支払いを受ける方(以下「従業員」とします)に提出してもらう書類は以下のとおりです。

- ①「扶養控除等(異動)申告書」
- ②「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
- ③「保険料控除申告書」
- ④「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」

1. 「扶養控除等(異動)申告書」

従業員の扶養控除の対象となる人(扶養親族)について主に記載します。扶養親族の有無にかかわらずこの申告書の提出は必要です。提出している方に対して年末調整をします。提出がない場合、年末調整することができませんので注意が必要です。

この申告書は、原則として本年最初の給与の支払いをする時までに従業員に記載してもらう必要があります。年末調整時に従業員に、扶養の人数等に変更がないか確認してもらうことになります。

扶養親族とは、従業員と生計を一にする親族で、その親族の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。給与でいうと収入103万円以下の人、公的年金等でいうと158万円以下の人該当します。そのため、扶養親族の所得金額を確認することが大切です。特に高校生、大学生の子供のアルバイト収入によって扶養から外れることもあります。なお、16歳未満の扶養親族は記載場所が「○住民税に関する事項」の欄になりますので注意してください。

2. 「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

・基礎控除申告書

従業員本人の収入(所得)について確認します。書類の提出時点では年間の収入(所得)は確定していませんので、おおよその見積額を記載します。その所得金額を基に「○控除額の計算」の欄で判定をします。配偶者がいる場合は「区分Ⅰ」(表1)の欄にA~Cを記載してください。従業員本人の所得が1,000万円を超えると配偶者の控除は受けられません。

・配偶者控除等申告書

配偶者の収入(所得)について確認します。その所得金額を基に判定をし、「区分Ⅱ」の欄に①~④を記載してください。区分Ⅰと区分Ⅱが分かりましたら控除額の計算より配偶者の控除額の金額を算出します。配偶者の控除額の詳細は表1をご参照ください。

・所得金額調整控除申告書

子育て世代の一部優遇規定になります。23歳未満の扶養親族または同居の特別障がい者がいる家庭について、その対象となる方の情報を記載してください。

3. 「保険料控除申告書」

従業員がその年中に支払った各種保険料の支払いについて記載します。

・生命保険料

生命保険会社等から届いた控除証明書に従って金額を記載します。保険の種類として一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の3種類があり、一般と

個人年金には新、旧の区分があります。また、控除証明書には発行時点での金額と、12月まで支払った場合の見込額が書かれていることが多いので、支払いが続いている場合は見込額の記載が必要になります。控除証明書をしっかりと確認したうえで間違いのないように記載をしてください。計算方法は表2をご参照ください。

・地震保険料

損害保険会社等から届いた控除証明書に従って金額を記載します。地震保険料と旧長期損害保険契約の2種類がありますので、控除証明書を確認し該当する方の計算を行ってください。

・社会保険料

従業員本人又は本人と生計を一にする親族の負担する社会保険料で、従業員本人が支払ったものに限られます。ただし、毎月の給料から直接ひかれているものは記載不要となります。

自身で支払っている国民健康保険、国民年金、後期高齢保険などが該当し、また、家族の国民年金などを払っている場合はその金額も含めることができます。国民年金については支払ったことを証する書類の添付が必要になります。

・小規模企業共済掛金控除

小規模企業共済やiDeCoの掛金などが該当します。証明書類の添付が必須です。

4. 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」

住宅借入金等特別控除を受けようとする方は以下の書類の提出が必要です。

・税務署が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(令和5年度)(平成35年度)

・金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

なお、本年で初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方については確定申告で手続きをする必要があるため、年末調整することはできません。

他に、医療費控除、寄付金控除(ふるさと納税)、雑損控除などは年末調整ではできませんので、各自確定申告をしてもらうようにしてください。

年税額の計算

従業員から年末調整に必要な書類を取得し、12月までの給与が確定しましたら、年末調整の計算に進みます。源泉徴収簿の右側の欄に計算式の表がありますのでご参照ください。

給与所得については診療所や医療法人の給与から算出します(中途入社で前職の源泉徴収票がある人はその分の収入も足します)。所得控除については、上記の年末調整に必要な書類を確認しながら、控除の金額を計算していきます。給料から引いている社会保険料についてもこの時に控除してください。給与所得から所得控除を引いた金額(千円未満切捨)に対して所得税を計算します。所得税の計算方法については表3(所得税の速算表)をご参照ください。

上記の所得税額から住宅借入金控除額を引いた金額に102.1%をかけた金額(百円未満切捨)がその人の年税額となります。この金額から毎月の給与から引いている源泉所得税の合計額との差額を従業員に還付または追加徴収してください。

その後、「令和5年分給与所得の源泉徴収票」を作成し、従業員に配布します。

年末調整に関する主な改正点

2023(令和5)年分の年末調整では、昨年に比べて大きな改正事項はありません。昨年からは、源泉徴収義務者の方向けに送付されていた「年末調整のしかた」等のパンフレット類はリーフレットの送付のみとなっています。リーフレットには、国税庁のホームページで「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供している旨の記載がありますので、ご参照ください。



表1 配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序

区分Ⅰ			区分Ⅱ														
給与所得者(従業員)の所得金額			基礎控除額		配偶者の所得金額												
判定	<input type="checkbox"/>	900万円以下	(A)	48万円	判定	<input type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳以上(昭29.1.1以前生)	①									
	<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	(B)			<input type="checkbox"/>	48万円以下かつ年齢70歳未満	②									
	<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	(C)			<input type="checkbox"/>	48万円超95万円以下	③									
	<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,400万円以下				<input type="checkbox"/>	95万円超133万円以下	④									
	<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下				32万円											
	<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下		16万円													

控除額の計算

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④							
					95万円超 100万円	100万円超 105万円	105万円超 110万円	110万円超 115万円	115万円超 120万円	120万円超 125万円	125万円超 130万円	130万円超 133万円
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

表2 生命保険料控除の計算式

計算式Ⅰ(新生命保険料、介護保険料)		計算式Ⅱ(旧生命保険料)	
支払額の合計額	控除額の計算式	支払額の合計額	控除額の計算式
20,000円以下	支払額の全額	25,000円以下	支払額の全額
20,001円から 40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円から 50,000円	支払額×1/2+12,500円
40,001円から 80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円から 100,000円	支払額×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

表3 所得税の速算表

課税給与所得金額(A)		税率(B)	控除額(円)(C)	計算式
超	以下			
	195万円	5%		(A)×(B)-(C) (千円未満切捨)
195万円	330万円	10%	97,500	
330万円	695万円	20%	427,500	
695万円	900万円	23%	636,000	
900万円	1,800万円	33%	1,536,000	
1,800万円	1,805万円	40%	2,796,000	

課税給与所得金額が1,805万円を超えるときは、年末調整の対象となりません